

松江市告示第 121 号

松江市町内会・自治会活動助成事業助成金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 38 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 19 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(助成の対象等)		(助成の対象等)	
第2条 略		第2条 略	
略		略	
交付の率 又は金額	<p>助成金の額は、次の各号に掲げる助成区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 物品整備助成 自治会等が地域自治活動のために、購入する物品(購入単価1,000円未満のものは除く。購入した物品の管理を自治会等が行うものに限る。)に係る助成金の額は、当該物品購入費の3分の2<u>以内</u>の額(1,000円未満は切り捨てる。)とし、500,000円を上限とする。ただし市長が必要と認めた場合は、この限り</p>	交付の率 又は金額	<p>助成金の額は、次の各号に掲げる助成区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 物品整備助成 自治会等が地域自治活動のために、購入する物品(購入単価1,000円未満のものは除く。購入した物品の管理を自治会等が行うものに限る。)に係る助成金の額は、当該物品購入費の3分の2<u>    </u>の額(1,000円未満は切り捨てる。)とし、500,000円を上限とする。ただし市長が必要と認めた場合は、この限り</p>

<p>ではない。</p> <p>(2) 活動助成 自治会等が行う地域自治活動に係る助成金の額は、当該事業に要した経費(食糧費については1人300円までとし、物品購入費については10,000円までとする。)の2分の1<u>以内</u>の額(1,000円未満は切り捨てる。)とし、300,000円を上限とする。</p>		<p>ではない。</p> <p>(2) 活動助成 自治会等が行う地域自治活動に係る助成金の額は、当該事業に要した経費(食糧費については1人300円までとし、物品購入費については10,000円までとする。)の2分の1<u>    </u>の額(1,000円未満は切り捨てる。)とし、300,000円を上限とする。</p>	
略		略	
終期	<u>令和4年3月31日</u>	終期	<u>令和3年3月31日</u>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。